

○厚生労働省、日本年金機構

- ・全喪届の事務処理及びこれに係る業務監察の状況について（厚生労働大臣、日本年金機構理事長宛て）
（平成21年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項）

厚生労働省及び日本年金機構（以下「機構」という。）は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 機構において

平成23年5月に全喪届の様式を改正して、全喪届に添付する書類は、原則として、第三者の確認がある書類とすることを明確にした。また、23年3月に年金事務所等に対して通知を発して、全喪届に第三者の確認がない書類が添付されているなどの場合には、法人登記簿を取得して解散の登記を確認するなどして適正な実地調査等を行うよう周知徹底するとともに、22年12月に年金事務所等に対して通知を発して、納入告知額一覧表に被保険者が0人である旨が長期間にわたって出力され続けている事業所については、実地調査等により事業実態の確認を行うよう指示した。さらに、23年1月に内部監査要領を改正して、被監査部署から監査部署宛てに提出される改善計画書に改善に向けた取組内容等を明確に記載すること及び不適切な事務処理について被監査部署における取組だけでなく本部関連部署による対応が必要な場合には当該部署に対し改善提言を行うことを定めた。

イ 厚生労働省において

機構が講じた処置について報告させて、その内容を確認するとともに、22年9月以降に実施した機構に対する監査を通じて、全喪届等の事務処理に対する監督を実施することとし、また、機構に内部統制の確立に向けた取組を確実に実施させることとした。